# 岡崎市市営住宅・特定公共賃貸住宅指定管理者候補者選定 提案審査プレゼンテーション実施要領

#### 1 総則

本実施要領は、岡崎市市営住宅・特定公共賃貸住宅指定管理者募集要項(以下、「募集要項」という。)に基づき実施する指定管理者候補者選定における提案審査プレゼンテーション(以下、「プレゼンテーション」という。)の実施に関する事項を示したものである。

#### 2 概要

プレゼンテーションの概要は、次のとおりである。

- (1) 応募者による提案説明
- (2) 岡崎市市営住宅・特定公共賃貸住宅指定管理者候補者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)から応募者への事業計画書に関する質疑及び応募者から選定委員会への回答(以下、「質疑応答」という。)

## 3 開催要領

(1) 開催日

令和3年10月25日(月)

(2) 開催場所

市役所西庁舎南棟 3 階 301 号室

(3) プレゼンテーションの受付、集合場所、集合時間 基礎審査の結果通知の際に(予定日:令和3年9月1日)各応募者に通知する。

(4) プレゼンテーションの持ち時間

項目	時間
準備	10分
プレゼンテーション	20 分
質疑応答	25 分
片付け、退室	5分
合計	60分

(5) プレゼンテーションの出席者

ア プレゼンテーションの出席者数は、6名以内とする。

- イ グループで応募している場合、グループ全体で出席者を6名以内とすること。
- ウ 管理責任者の予定者がプレゼンテーションに参加すること。
- エ グループで応募している場合、グループを構成する全ての団体が1名以上参加すること。

## (6) 事務局

本プレゼンテーションの事務局を岡崎市都市基盤部住宅計画課に置く。

都市基盤部住宅計画課 〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

TEL 0564-23-6322

Eメール jutaku@city.okazaki.lg.jp

#### (7) 留意事項

ア 準備に時間がかかった場合でもプレゼンテーションの終了時間は延長せず、説明等 の途中であっても終了すること。

イ 準備が 10 分を超えた場合、その時間分、プレゼンテーションの時間が短くなるので留意すること。

#### 4 プレゼンテーションの使用機器等

#### (1) 資料

応募者が提示できる資料は、以下のア、イのとおりとする。なお、イについては、当日、スライド画面を印刷した資料を13部持参し、配布すること。その他、追加資料の配布は認めない。また、資料の表紙右上部に、指定申請受付時に事務局より付与された番号を記入すること。

### ア 事業計画書

イ プレゼンテーション用ソフト (パワーポイント等) で、事業計画書の一部又は要点 を示したもの(団体名が特定できる記載はしないこと)

(2) 事務局が会場に準備する機器等

スクリーン

- ※上記以外のプレゼンテーションに必要な機器(パソコン、プロジェクター、パソコンとプロジェクターをつなぐケーブル、電源コード等)等は、応募者が持参すること。
- (3) プレゼンテーションにあたっての留意事項

ア プレゼンテーションは、事業計画書全てについての説明は不要であり、応募者が特 にアピールしたい点等について説明を行うこと。

イ プレゼンテーションは、事業計画書の内容に基づき行うものとし、新たな提案等は 認めない。

(4) 質疑応答の留意事項

選定委員会からの質疑に対する応答は、プレゼンテーション時間内に口頭で行うこと。

## 5 その他の留意事項

- (1) 選定委員及び応募者の自己紹介は行わない。
- (2) プレゼンテーション会場への入退室は、事務局の指示に従うこと。
- (3) プレゼンテーション終了後は控室を利用できないので、荷物等を置かないようにすること。
- (4) 原則、プレゼンテーションの時間内に外出及び外部への連絡は認めない。
- (5) 団体名を特定できる内容を発言・提示しないこと。社名の入った封筒等を持参している場合や社章を付けている場合は、見えないようにすること。その他、団体名が特定される一切の行為は認めない。
- (6) 公正な競争を阻害したと認められる場合には、その応募者を失格とする。
- (7) 緊急事態宣言の発令に伴い、対面によるプレゼンテーションの実施が困難だと事務局が判断した場合、WEB会議形式等により実施する。その際、プレゼンテーションの実施に必要な使用機器等やネットワーク環境については、応募者が準備することとする。会議形式を変更する場合、適切な時期に事務局より応募者へ連絡をする。また、会議室の下見日時についても同様に、事務局より応募者へ連絡をする。
- (8) 会場レイアウトについては、添付1「提案審査プレゼンテーション会場レイアウト」を参照すること。
- (9) その他、本プレゼンテーションに関する事項は、募集要項及び選定委員会の決定によることとする。